

# 公立鳥取環境大学国際交流センター運営規程

平成26年3月31日  
鳥取環境大学規程第17号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第7条に定める国際交流センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (業務)

第2条 センターは、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）における国際交流を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際交流の基本的な方針に関すること
- (2) 海外の大学及び研究機関との交流に関すること
- (3) 本学職員及び本学学生の海外派遣に関すること
- (4) 本学学生の海外留学支援に関すること
- (5) 外国人留学生の受入れ及び支援に関すること
- (6) 海外の大学及び研究機関からの研究者、職員及び学生の受入れに関すること
- (7) 英語村に関すること
- (8) その他本学における国際交流の推進に関すること

## (組織)

第3条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 前項に定める者のほか、事務職員を置くことができる。
- 3 センターの事務は、センター及び研究交流推進課が行う。

## (運営委員会)

第4条 センターに国際交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 副理事長
  - (4) 副学長補佐（地域連携・国際交流担当、学生生活・就職担当）
  - (5) 事務局長
  - (6) その他学長が必要と認める者
- 3 委員長は、センター長をもって充てる。また、副委員長は、副センター長をもって充てる。
- 4 第2項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 8 運営委員会は、第2項に規定する委員の過半数の出席をもって成立する。
- 9 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明及び意見を

を聴くことができる。

11 運営委員会の事務は、センターが行う。

(審議事項)

第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターが行う第2条各号に掲げる業務に関する事項のうち重要なもの
- (2) センターの運営に関する事項のうち、学長から諮問された事項
- (3) その他センターの運営に関し委員長が必要と認めた事項

(報告)

第6条 委員長は、第5条に規定する審議結果を学長に報告する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第26号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第31号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第36号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第17号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第20号)

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

附 則(令和2年規程第28号)

この規程は、令和2年4月28日から施行する。